

添付法令資料 4 :

高度技術区に関して定めるベトナム政府の議定（目次）
2024 年 2 月 1 日付第 10/2024/ND-CP 号議定 / 24.03.25 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条及び第 2 条）
- 第 2 章 高度技術区の建設方向及び開発方案並びに高度技術区の設立及び拡張
 - 第 1 目 高度技術区の建設方向及び開発方案（第 3 条及び第 4 条）
 - 第 2 目 高度技術区の設立及び拡張（第 5 条ないし第 9 条）
- 第 3 章 高度技術区の開発政策
 - 第 1 目 高度技術区の建設及び開発投資（第 10 条及び第 11 条）
 - 第 2 目 投資優遇及び支援政策（第 12 条ないし第 16 条）
 - 第 3 目 その他の政策（第 17 条ないし第 26 条）
- 第 4 章 高度技術区における高度技術活動
 - 第 1 目 高度技術法第 31 条所定の高度技術区に対する高度技術活動（第 27 条ないし第 33 条）
 - 第 2 目 高度技術法第 32 条所定の高度技術応用農業区に対する高度技術活動（第 34 条ないし第 39 条）
- 第 5 章 高度技術区に対する国家管理（第 40 条ないし第 45 条）
- 第 6 章 高度技術区管理委員会の職能、任務、権限及び組織機構（第 46 条ないし第 48 条）
- 第 7 章 施行条項（第 49 条ないし第 52 条）